

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	教育委員会		
	課名	生涯学習課		
	係名	文化係		
	記入者		電話(内線)	634,635

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称		文化芸術振興基本計画の策定				(3) 事業の 優先度		B		
(4) 総合計画での位置づけ						(6) 事業主体		市					
① 事業の区分		主要事業						(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質		一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード		44102		(総合計画掲載ページ)		125			ページ				
基本目標(政策)		4未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文化)							会計区分		一般会計		
基本施策		4-4個性豊かな芸術文化の創造(芸術・文化)							財源区分		市単独		
施策		①芸術文化を楽しむ機会の充実							予算科目		款 10 項 5 目 7		
施策内容		2郷土文化の振興							予算書上の		文化振興事業費		
									事業名称		(予算書 178 ページに掲載)		
(5) 事業期間		開始		平成		28 年 4 月から		(8) 事務分類		自治事務			
		終了		平成		30 年 3 月まで (2 カ年)		根拠法令		文化芸術振興基本法, 結城市文化芸術振興条例			

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象(だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿(意図・どのような状態になるのか)
・市 ・市民 ・市民団体等	平成28年4月1日に施行された「結城市文化芸術振興条例」に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な計画を定めることにより、市や市民の果たすべき役割を明確化し、市と市民の協働によって心豊かな市民生活を形成する。
(2) 手段(事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
○結城市文化芸術振興審議会の開催及び運営 ○文化芸術振興基本計画の策定及び周知 ・計画書及び概要版を作成し、市民へ配布、周知啓発を図る。	結城市文化芸術振興条例の施行に伴い、同条例に計画策定が義務付けられている。条例は、本市を含め県内4市(牛久市、つくば市、常総市、結城市の順)、隣接する栃木県小山市でも制定されている。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
少子高齢化や団塊の世代が大量に定年を迎える中で、社会情勢も急激な変化を見せており、日常生活において、文化芸術活動は、人々の心に豊かさや潤いを与え、活気あふれる地域社会を作り出すうえで重要である。条例の制定により、文化の振興に関する基本理念を定められたが、より具体化した計画を策定することで、更なる文化振興を目指す必要がある。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	報酬									
		需用費									
	合計										
	財源	国庫支出金 (千円)									
		県支出金 (千円)									
		地方債 (千円)									
		その他特定財源 (千円)									
		一般財源 (千円)									
		合計 (千円)									
補助・起債制度名											

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	審議会の開催回数	目標値	回		2	4	2	2	
		実績(見込)値		0	2				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	基本計画の策定	目標値		策定着手	策定完了				
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	条例に規定された計画を策定するもので、更なる文化振興を目指すうえでも必要性は高い。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	計画策定においては、市及び市民を含めた中で計画を検討・策定する予定である。					
	手段の妥当性	A	妥当である	現在の手段が一般的であり、妥当である。					
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	現在の手段が一般的であり、妥当である。					
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	市民生活の豊かさを求める一環として、芸術文化振興を目指すものであり、偏りは見られない。					
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	条例制定以降、実態として具体的な取り組みを行っていない。					
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	28年度予算措置がされておらず、今後、補正予算取得後の対応になる。現在、審議会の構成を検討中で、会議開催10月以降の見込みである。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。									
・計画の策定は、市民や市民団体等の意見を踏まえた中で策定するものであるが、具現性・実効性が高い計画を策定することに留意する必要がある。市及び市民(団体等も含む)の役割を明確化し、市民主体で自主性の高い施策とすることや、現状における市の文化芸術振興に対する施策方針の大きな意識改革が必要である。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
・条例や計画を策定するだけでなく、その後の実効性や効果を求めることが重要であり、策定完了後は、文化振興事業の中で計画のフォローアップを行い、時代や市民ニーズに即した内容に随時見直しを図ることが重要である。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			平成29年度の計画策定に向けて、結城市文化芸術振興審議会を設置し、計画内容の検討を行う。				
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う					上記評価のとおり。				